

生活文化常任委員会次第

平成31年3月6日（水）午前10時
於 大 会 議 室

1 開 会

2 議 事

(1) 市民生活局（文化・スポーツ室、産業振興室、環境室）、農業委員会関係

① 付託された議案の審査

議案（6件）

議案第10号 平成30年度明石市一般会計補正予算（第4号）

〔分割付託分〕

..... 村田 文化・スポーツ室長

※資料参照 上田 産業振興室長兼産業政策課長

議案第7号 明石市文化財保護条例の一部を改正する条例制定のこと

※資料参照 稲原 文化財担当課長

議案第18号 明石クリーンセンター焼却施設保全工事請負契約のこと

※資料参照 松本 明石クリーンセンター所長

議案第23号 平成31年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕

..... 村田 文化・スポーツ室長

..... 上田 産業振興室長兼産業政策課長

..... 市川 環境室長

議案第28号 平成31年度明石市農業共済事業特別会計予算

..... 松田 農業振興担当課長

議案第29号 平成31年度明石市地方卸売市場事業特別会計予算

..... 上田 産業振興室長兼産業政策課長

② 報告事項（３件）

- ア 附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
※資料参照 …………… 村田 文化・スポーツ室長
- イ 農業共済事業の今後について
※資料参照 …………… 松田 農業振興担当課長
- ウ あかし動物センターの今後の事業展開について
※資料参照 …………… 竹中 あかし動物センター所長

③ その他

……………（理事者入れ替え）……………

(2) 市民生活局（市民生活室、市民協働推進室、あかし総合窓口・市民センター）
関係

① 付託された議案の審査

議案（９件）

議案第１０号 平成３０年度明石市一般会計補正予算（第４号）

〔分割付託分〕

…………… 前田 市民生活室長兼国民健康保険課長

議案第１１号 平成３０年度明石市葬祭事業特別会計補正予算（第１号）

…………… 合田 次長（斎場担当）兼斎場管理センター所長

議案第１２号 平成３０年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

…………… 前田 市民生活室長兼国民健康保険課長

議案第１４号 平成３０年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

…………… 河谷 長寿医療課長

議案第９号 明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例制定のこと

※資料参照 …………… 合田 次長（斎場担当）兼斎場管理センター所長

議案第２３号 平成３１年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕

…………… 前田 市民生活室長兼国民健康保険課長

…………… 岩崎 市民協働推進室長

議案第 24 号 平成 31 年度明石市葬祭事業特別会計予算
…………… 合田 次長（斎場担当）兼斎場管理センター所長

議案第 25 号 平成 31 年度明石市国民健康保険事業特別会計予算
…………… 前田 市民生活室長兼国民健康保険課長

議案第 31 号 平成 31 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計予算
…………… 河谷 長寿医療課長

② 陳情の審査

〔新規〕

H30.11.27 第 6 号	予算事業説明シートの見直しに 関する陳情	明石市和坂 3 丁目 竹中 淑
--------------------	-------------------------	--------------------

③ 報告事項（1 件）

ア 平成 31 年度 組織改正案について

※資料参照 …………… 岩崎 市民協働推進室長

④ その他

3 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 戸籍及び住民基本台帳について
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療保険について
- (3) 葬祭事業について
- (4) コミュニティ及び人権推進について
- (5) 男女共同参画及び生涯学習について
- (6) 文化芸術、国際交流及びスポーツについて
- (7) 商工業及び農水産業について
- (8) 天文科学館について
- (9) 環境衛生及び環境保全について
- (10) 動物愛護について

4 あいさつ

- (1) 正副委員長
- (2) 市理事者

5 閉 会

以 上

議案第10号、23号関連資料 プレミアム付商品券事業について

1 事業の趣旨・目的

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う。

※ 実施にかかる経費は国が全額補助

2 プレミアム付商品券事業の概要

項目	内容
商品券の種類	1冊 500円 × 10枚（5,000円分を4,000円で販売）
プレミアム率	20%
購入対象者 及び 購入限度額	① 2019年度住民税非課税者（課税基準日2019年1月1日） 券面額2.5万円（5冊分、販売額：2万円） （参考）臨時福祉給付金支給者数実績（同一要件） 約48,000人 ② 3歳未満の子が属する世帯の世帯主（2019年6月1日を想定） 券面額2.5万円（5冊分、販売額：2万円）×3歳未満の子の数 （参考）2018年10月1日時点住民基本台帳3歳未満人口の数 約8,500人
発行数 （想定最大値）	上記①対象者想定値（48,000人）×5冊 = 240,000冊 上記②対象者想定値（8,500人）×5冊 = 42,500冊 計 282,500冊
発行総額 （想定最大値）	1,413百万円（プレミアム補助額：283百万円）
販売方法	購入引換券 ^(※) を提示したものに販売（上限5冊まで）
利用時期	2019年10月から2020年2月（予定）

※ 購入対象者が限定されるため市が対象要件を満たしたものに対して購入引換券を別途発送する。

3 スケジュール

年月	スケジュール
2019年 3月～	事務作業補助を委託する事業者等の選定・調整、 対象者リスト作成・管理システムの構築等
6月～7月	非課税者分個別PR、広報等で周知、利用可能店舗募集
7月～	購入希望申請受付、審査（申請受付は11月頃まで実施）
9月～	購入引換券発送
10月～	商品券販売、商品券の利用（2020年2月まで）

議案第7号関連資料 明石市文化財保護条例の一部改正について

1 改正理由

このたびの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正(2019年(平成31年)4月1日施行)により、教育委員会の所管とされている文化財保護の事務を市長へ移管させることができるようになったことから、当該事務を市長に移管するに当たり必要な整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正概要

- (1) 「文化財の保護に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。」という規定を新設します。(第2条の2関係)
- (2) (1)に伴い、条文中の「教育委員会」を「市長」に改める等規定の整備を図ります。(第3条関係ほか)
- (3) 市長が文化財の保護に関する事務を担当する場合、文化財保護法により地方文化財保護審議会の設置が義務付けられていることから、条例により設置している現在の文化財審議会を文化財保護法により設置する地方文化財保護審議会に位置付けし直します。(第18条関係)

17

3 事務移管の効果

<事務負担等>

- ・現在も市長部局が補助執行しており、市長へ移管しても、実際に事務を行っている文化振興課文化財係の事務負担等の増減はありません。

<文化財の活用>

- ・文化財の活用については、現在でも、展覧会や講座等を通して行っているところですが、市長の所管とした場合には、観光、まちづくり等の部局との連携がより容易になり、より一層、スムーズで効果的な活用が行えることが期待でき、市民サービスの向上が図れます。

4 事務移管についての市教育委員会の意見

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、市教育委員会に対して、市長へ移管させることについての意見を照会したところ、「異議なし」との回答がありました。

5 施行期日及び経過措置

- (1) 施行期日 2019年(平成31年)4月1日
- (2) 経過措置 この条例の施行前にこの条例による改正前の明石市文化財保護条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の明石市文化財保護条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣 旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概 要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる

【第183条の2第1項】

- ② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる

【第192条の2、第192条の3】

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる

【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る

【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2. により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする

【第190条第2項】

- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることとする

【第191条第1項】

(4) 罰則の見直し

- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等

【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする

【地教法第23条第1項】

施行期日

平成31年4月1日

議案第18号 関連資料

明石クリーンセンター焼却施設保全工事請負契約のこと

1 事業の概要

今回実施する焼却施設保全工事は機械・電気設備の保全工事です。

明石クリーンセンターは、供用開始後20年目を迎え経年劣化が著しい状況です。劣化状況や効率的な保全工事の実施を考慮し、施設の保全計画を策定しており、今回の保全工事についても、計画に基づいた補修を行い、施設の能力と信頼性の回復を図るものです。

2 工事の内訳

種別	設備	工事内容	工事費
焼却施設保全工事	燃焼設備	1～3号燃焼装置 火格子交換	372,570,000円
	余熱利用設備	蒸気タービン発電機 部品交換	102,222,840円
	合 計		474,792,840円

3 工事期間

契約締結の翌日から2024年3月31日まで

4 入札結果(2018年12月27日開札)

- (1) 落札者 住友重機械エンバイロメント(株)大阪支店
大阪市北区中之島2丁目3番33号
支店長 菊池 清友
- (2) 落札金額 474,792,840円(税込)
- (3) 予定価格 484,535,519円(税込)
- (4) 落札率 98.0%
- (5) 入札参加者数 1者

議案第3号関連資料**附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例(案)について****1 改正の目的**

市が附属機関として設置する審議会等のうち、既に所期の目的を果たしているもの、近年開催されていないもの、また、他の適切な方法により意見を聞くことが可能なものを廃止するため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

次に記載の審議会等を廃止します。

改正する条例	審議会等	審議会等を廃止する理由
附属機関の設置に関する条例	住居表示審議会	近年、住居表示事業は住民発意で進んでおり、地域住民の意見も反映されていること、また、関係機関と個別に協議するなど、他の適切な手法により円滑な事業の実施が可能であるため。
	消防審議会	近年開催されておらず、また、消防制度等に関し大きな変更がある場合についても、必要に応じ多様な手法により専門家等の意見を聞くことが可能であるため。
	公共下水道運営審議会	近年開催されておらず、また、下水道の管理運営に関し大きな変更がある場合についても、必要に応じ多様な手法により専門家等の意見を聞くことが可能であるため。
明石文化芸術創生条例	文化芸術創生会議	文化芸術創生基本計画の策定により審議会としての所期の目的は達成されていること、また、計画の進捗管理等についても、多様な手法により専門家等の意見を聞くことが可能であるため。
明石市商業振興による地域活性化に関する条例	商業振興による地域活性化審議会	商業振興基本計画の策定により審議会としての所期の目的は達成されていること、また、計画の進捗管理等についても、多様な手法により専門家等の意見を聞くことが可能であるため。
明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例	開発事業審議会	開発事業に係る条例に違反した事業者の公表に際しては、事前に勧告等の手続が定められており、条例に沿った手続により市が主体的に判断するなど、適切な方法により円滑な事業の実施が可能であるため。
明石市自転車等の放置の防止並びに市立自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	放置自転車対策審議会	放置禁止区域の重点区域が指定されたことで審議会としての所期の目的は達成されていること、また、関係機関と個別に協議するなど、他の適切な手法により円滑な事業の実施が可能であるため。

3 施行期日

2019年(平成31年)4月1日

農業共済事業の今後について

1 経緯

農業共済事業は、全国の多くの都府県で1県1組合の体制により運営されており、組織の強化や効率化が図られています。

一方、兵庫県では、これまで同事業を市町または事務組合による公営事業として実施してきました。しかし、農業者の高齢化や農家数の減少等、農業をとりまく状況の変化を受け、県は同事業の1県1組合化を図り農業者へのサービスを維持していくことが適切であると判断し、2020年4月に新たに県全域を事業区域とした兵庫県農業共済組合を設立し、設立後は新組合により同事業を実施することになりました。

2 今後のスケジュール

現在、本市で実施している農業共済事業は2020年4月に新組合に引き継がれるため、2019年12月には農業共済条例の廃止など必要な手続きを行います。

2019年3月下旬 兵庫県農業共済組合設立に関する覚書の締結

2019年12月 農業共済条例廃止議案上程

2020年1月 共済事業廃止に係る県への認可申請

2020年4月 新組合を設立し農業共済事業を実施

3 その他

農業者には既に1県1組合化の検討がされていることを周知していますが、2019年4月には組織体制が変わる内容の広報チラシを配布し、周知に努めます。

あかし動物センターの今後の事業展開について

1 概要

本年4月に開所したあかし動物センターは、“人と動物の共生によるぬくもりと安らぎのあるまち明石”を基本方針に、単に動物の保管施設としてではなく、収容された動物の新しい飼い主を募り譲渡する取り組みや、さらには、適正な飼い方、動物愛護精神の普及啓発を実施しております。

次年度は発展させる形で、市民、各種団体、企業などと協働を図り、譲渡事業、啓発事業等、さらには教育分野への取り組みを「人にも動物にもやさしいまちプロジェクト」と位置付け、あかし動物センターの関西中核市初となる、土曜日開庁開始による市民の利便性向上に併せ、積極的な事業展開を実施してまいります。

2 次年度において展開を予定している主な事業

今年度実施したイベント、譲渡に向けての取り組み等に加え、さらなる動物愛護の推進を図ってまいります。

(1) 土曜日開庁の実施

平日に実施している収容動物の譲渡に加えて、さらに土曜日を中心に譲渡会を年12回程度実施するなど、譲渡率のさらなる向上を図ってまいります。

なお、土曜日開庁については、広報あかしやあかし動物センターホームページ(あかしっぽ)などにて積極的にPRしてまいります。

(2) 獣医師による出前授業の開催

「考えてみよう どうぶつのこと いのちのこと」をテーマに、市内小学校に出向き、人と動物が共に幸せに暮らすことを学び考える取り組みを教育委員会と連携し実施します。

モデル校として市内小学校2～3校を指定したうえ、対象学年は2年生を予定しております。

(3) “動物愛護事業サポーター制度”の新設

市が進める動物愛護事業を“サポーター”として応援していただける各種団体、企業などを募集したうえで認定を行い、ホームページやセンター内における団体名等の掲載、さらには、認定オリジナルグッズ等の配付などを実施し、市民への啓発・事業の推進を図ります。

(4) その他

あかし動物センターをもっと知ってもらうため、ホームページの内容を充実させ情報発信をしていくとともに、メディアの活用に加え、広報あかしや自治会便などの紙媒体の利用についても積極的に取り組んでいくなど、開所2年目を迎え、あかし動物センターをより多くの方に知っていただく機会を創出してまいります。

議案第9号関連資料

明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例制定のこと

1 目的

あかし斎場旅立ちの丘（以下「斎場」という。）の管理運営について、2020年度に指定管理者制度を導入するに当たり、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるほか所要の整備を図るため、条例の一部を改正します。

2 概要

(1) 指定管理者制度の導入に当たり必要な事項の改正

① 指定管理者による管理（第9条）

斎場の管理について地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた指定管理者に、斎場の管理を行わせることができる旨を規定します。

② 指定管理者が行う管理の基準（第10条）

指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、斎場の管理を行わなければならない旨を規定します。

③ 指定管理者が行う業務の範囲（第11条）

指定管理者が行う業務の範囲を次のとおり規定します。

- ア 第2条に規定する事業に関すること。
- イ 火葬場等の使用及びその制限に関すること。
- ウ 火葬場等の使用料の徴収及び還付に関すること。
- エ 斎場の維持管理に関すること。
- オ 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(2) 火葬の応諾義務の明確化（第4条）

指定管理者に使用許可の権限を与えるに当たり、真にやむを得ない事情がない限り、火葬場の使用の許可を拒んではならない旨を規定します。

(3) その他所要の整備

3 施行期日

2020年4月1日

議案第2号関連資料

平成31年度 組織改正案について

1 基本的な考え方

本市が目指す「すべての人にやさしいまちづくり」に向けて、児童相談所の設置など、必要な体制整備を図る。

2 改正の概要

別紙「平成31年度組織改正総括表(案)」のとおり

改正後の組織の規模

[現行] 9局 36室 71課 178係

[改正] 10局 37室 74課 177係(1局増 1室増 3課増 1係減)

3 改正案の内容

(1) すべての人にやさしいまちを目指した体制整備

① 地域共生社会室の設置

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、認知症施策をはじめ要支援者施策を横断的に所管するため、「地域総合支援室」の名称を「地域共生社会室」に変更し、あわせて共生社会づくり担当を新設します。

② 高齢者総合支援室への名称変更

高齢者施策の重点的展開に向け、「高年介護室」の名称を「高齢者総合支援室」に変更します。

③ 児童相談所の設置

「あかしのこどもはあかしで守る」の考えのもと、こどもの命と権利、未来を守るセーフティネットとして、児童相談所を設置します。

児童相談所の組織は、総務課、緊急支援課、こども支援課、さとおや課、こども保護課の5課体制とし、組織の名称を「明石こどもセンター」とします。

④ こども局の新設

児童相談所の設置にあわせ、こども関連の事務を所管する「こども局」を新設します。

(2) 組織の効率化に向けた見直し

- ① 市民協働推進室のコミュニティ推進課と生涯学習課を統合して、コミュニティ・生涯学習課とし、コミュニティセンター関連業務などの効率化を図ります。
- ② 住宅・建築室営繕課の保全系の業務を財務室財政健全化担当に統合し、事務の一元化を図ります。

(3) その他

- ① 西明石地区活性化の取り組み等を進めるため、都市開発室大久保駅南プロジェクト担当の名称をプロジェクト担当に変更します。
- ② 文化財保護の事務が教育委員会から市長部局に移管されることに伴い、同事務を市民生活局の所管事務に加えます。(組織の変更はありません。)

4 改正の手続

事務分掌条例等の改正を行い、平成31年4月1日の実施を予定。

平成31年度組織改正総括表（案）

改正案（平成31年4月1日）			改正前（平成30年4月1日）		
市長事務局			市長事務局		
局	室・課	係 等	局	室・課	係 等
政策局	都市開発室 都市ビジョン担当 <u>プロジェクト担当</u> 新庁舎担当 まち再生担当		政策局	都市開発室 都市ビジョン担当 <u>大久保駅南プロジェクト担当</u> 新庁舎担当 まち再生担当	
市民生活局	市民協働推進室 <u>コミュニティ・生涯学習課</u> 人権推進課 男女共同参画課 <u>（削る）</u>	略	市民生活局	市民協働推進室 <u>コミュニティ推進課</u> 人権推進課 男女共同参画課 <u>生涯学習課</u>	略
福祉局	<u>地域共生社会室</u> 地域総合支援担当 地域福祉担当 更生支援担当 <u>共生社会づくり担当</u>		福祉局	<u>地域総合支援室</u> 地域総合支援担当 地域福祉担当 更生支援担当 <u>（新設）</u>	
	<u>高齢者総合支援室</u> 高年福祉担当 介護保険担当 介護認定担当	略 略 略		<u>高年介護室</u> 高年福祉担当 介護保険担当 介護認定担当	略 略 略
	こども局	子育て支援室 子育て支援課 <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> 児童福祉課 こども健康課 <u>（削る）</u>		<u>（削る）</u> <u>（削る）</u>	福祉局
	こども育成室 利用担当 運営担当 施設担当 放課後児童クラブ担当	略		こども育成室 利用担当 運営担当 施設担当 放課後児童クラブ担当	略
	待機児童緊急対策室			待機児童緊急対策室	
	<u>明石こどもセンター</u> 総務課 緊急支援課 こども支援課 さとおや課 こども保護課	総合支援係 相談係		<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

都市局	住宅・建築室 住宅課 建築安全課 開発審査課 営繕課	略 略 建築第1係 建築第2係 設備係 <u>(削る)</u>	都市局	住宅・建築室 住宅課 建築安全課 開発審査課 営繕課	略 略 建築第1係 建築第2係 設備係 <u>保全係</u>
<p>○組織の規模</p> <p><u>10局 37室 74課 177係</u> (1局増 1室増 3課増 1係減)</p> <p>(・市長事務部局 6局 34室 57課 127係)</p>			<p>○組織の規模</p> <p><u>9局 36室 71課 178係</u></p> <p>(・市長事務部局 5局 33室 54課 128係)</p>		